

松本市告示第347号

松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

松本市長 臥雲 義尚

松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市の中小企業者が、デジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーション等の社会の急激な変化に対応し、事業の継続と発展を図ることを目的に、デジタル化及び省エネ化に資する設備等の導入等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設備等 事業所に附属する設備、機械装置、システム、ソフトウェア、備品等であって、前条の目的に寄与するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次のア又はイに該当する者を除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者
 - イ 政治活動又は宗教活動を主な目的としている団体
- (3) 事業所 事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいう。
- (4) 創業 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始すること又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始することをいう。
- (5) グリーン購入法適合品 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針により定められた基準に適合する製品をいう。

- (6) 省エネ基準値達成品 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー消費効率の基準値を満たす製品をいう。
- (7) 中古品 一度使用された物品又は使用するために取引された物品をいう。
- (8) リース取引 法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。
- (9) 消耗品 短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業者であって、市内に本店若しくは主たる事務所を有する法人又は市内に主たる事業所を有する個人事業者であること。
- (2) 補助金の交付申請の時点において、創業から12か月を経過していること。
- (3) 事業を営むに当たって、関係法令、条例等を遵守していること。
- (4) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) デジタル技術を導入することで、生産性の向上又は業務の効率化に取り組むもの
- (2) 省エネルギー化を図る設備等に更新することでエネルギー使用量の削減に取り組むもの

2 前項の規定にかかわらず、将来に備えることを目的とするもの、公序良俗に反するものその他市長が適当でないと認めるものは、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表

に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 中古品又はリース取引に基づき取得した設備等の購入に係る経費
- (2) 導入する設備等に係る保証料、保険料、保守サポート費用及び手数料に係る経費
- (3) 消耗品の購入に係る経費
- (4) 既存設備等の修繕、撤去又は廃棄に係る経費
- (5) 設備等の購入費、利用料、設置費、設計費、構築費等の経費の合計額（消費税等相当額は除く。）が10万円未満のもの

（交付条件）

第6条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象者は、導入する設備等を専ら事業の用のみに使用することとし、販売、貸付、贈与等の用に供してはならない。
- (2) 設備等は、市内の事業所に導入するものでなければならない。

（補助金額）

第7条 補助金額は、補助対象経費の合計額（消費税等相当額は除く。）に3分の2を乗じた額とし、30万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金交付要綱に係る宣誓・同意書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに提出するものとする。

- (1) 購入予定物品一覧
- (2) 補助対象経費に係る契約書、見積書又はカタログの写し
- (3) 全部事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (4) 営業許可証、資格証明書、開業届出書その他の主たる事業所が市内にあることを証する書類（申請者が個人事業者の場合に限る。）
- (5) 直近の貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人の場合に限る。）
- (6) 直近の確定申告書類控えの写し（申請者が個人事業者の場合に限る。）
- (7) 市税に滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、補助金の不交付を決定したときは松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項に規定する取下げは、松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金交付申請取下書（様式第5号。以下「申請取下書」という。）によるものとする。

2 申請取下書は、当該補助金に係る決定通知書が到達した日から15日以内に市長に提出するものとする。

（変更等承認申請）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該各号に定める様式により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 第8条第1項の規定による申請に係る事業内容の変更 松本市中小企業者社会変革対応促進事業変更承認申請書（様式第6号）

(2) 第8条第1項の規定による申請に係る事業の中止又は廃止 松本市中小企業者社会変革対応促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、松本市中小企業者社会変革対応促進事業実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、事業完了後1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収証の写し又はそれに類するもの
 - (2) 設備等の導入前後の状況が確認できる写真等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第13条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、松本市中小企業者社会変革対応促進事業補助金確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第14条 交付決定者は、第8条第1項各号に掲げる書類に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(事後調査等)

第16条 市長が必要と認めるときは、申請者等に対し実地及び書面等による調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する調査において、導入する設備等の性能又は補助対象事業の効果等に疑義があるときは、申請者等に追加資料の提出を求めることができる。

(重複補助の排除)

第17条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった場合には、重複して交付しない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 事業区分 | 補助対象経費 | 設備等の品目 | 備考 |
|--|--|----------------------|--|
| 1 デジタル技術の導入 | (1) 情報端末及び周辺機器の購入費（デジベース松本に事前に認められたものに限る。） | パソコン、タブレット | |
| | | プリンター、スキャナー | |
| | | Wi-Fiルーター | |
| | | ディスプレイ、タッチペン、マウス等の備品 | ・情報端末と同時に導入する場合に限る。 |
| | (2) システム及びソフトウェアの購入費、利用料、設計費並びに構築費（デジベース松本に事前に認められたものに限る。） | 生産管理等の社内システム | |
| | | ソフトウェア | <ul style="list-style-type: none"> ・更新に係る経費及び更新後の利用料は除く。 ・クラウド版ソフトウェアは、契約期間1年以上のものに限る。 ・ソフトウェア利用料は年額払いのものに限る。 |
| (3) 自動化関連設備等の購入費（一般財団法人松本ものづくり産業支援センターに事前に認められたものに限る。） | 業務の省人化、省力化及び効率化を図る設備等 | | |
| (4) キャッシュレス決済関連設備等の購入費 | キャッシュレス決済端末機等 | | |
| (5) その他の設備等の購入費 | デジタル化の取組みに必要な設備等のうち、市長が必要と認めるもの | | |
| 2 省エネルギー化を図る設備等の更新 | (1) 空調設備の購入費及び設置費 | エアコン | <ul style="list-style-type: none"> ・設置工事を伴うものに限る。 ・室温調節機能を持つものに限る。 |

| | | |
|----------------------|-----------------------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合品に限る。 |
| (2) LED照明設備の購入費及び設置費 | LED照明及び人感センサー | <ul style="list-style-type: none"> ・電気工事を伴うものに限る。 ・一般社団法人日本照明工業会会員メーカーの機器に限る。 ・照明の光源部のみを更新するもの又は人感センサーのみを導入するものを除く。 |
| (3) 給湯設備の購入費及び設置費 | ボイラー及び給湯器 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置工事を伴うものに限る。 ・コージェネレーションシステムを除く。 |
| (4) 冷凍冷蔵設備の購入費及び設置費 | 冷蔵庫、冷凍庫、冷蔵ショーケース及び製氷機 | <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫、冷凍庫及び冷蔵ショーケースは、グリーン購入法適合品又は省エネ基準値達成品に限る。 |
| (5) 産業用モータの購入費及び設置費 | モータ本体、コンプレッサー、送風機及びポンプ | <ul style="list-style-type: none"> ・モータ本体は、省エネ基準値達成品に限る。 |
| (6) 電気自動車の購入費 | | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合品に限る。 |
| (7) 複合機の購入費 | | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法適合品に限る。 |
| (8) その他の設備等の購入費及び設置費 | 省エネルギー化の取組みに必要な設備等のうち、市長が必要と認めるもの | |